

議案第43号

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年3月2日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 保険料の保険料率等及び出産育児一時金の支給額を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.16」を「100分の7.17」に改め、同条第2号中「42,100円」を「45,000円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.28」を「100分の2.42」に、「100分の63」を「100分の62」に改め、同条第2号中「13,200円」を「15,100円」に、「100分の37」を「100分の38」に改める。

第15条の16中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.38」を「100分の2.3」に改め、同条第2号中「16,600円」を「16,200円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「200,000円」を「220,000円」に改め、同条第1号ア中「29,470円」を「31,500円」に改め、同号イ中「9,240円」を「10,570円」に改め、同号ウ中「11,620円」を「11,340円」に改め、同条第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同号ア中「21,050円」を「22,500円」に改め、同号イ中「6,600円」を「7,550円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,100円」に改め、同条第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同号ア中「8,420円」を「9,000円」に改め、同号イ中「2,640円」を「3,020円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,240円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,315円」を「6,750円」に改め、同号イ中「10,525円」を「11,250円」に改め、同号ウ中「16,840円」を「18,000円」に改め、同号エ中「21,050円」を「22,500円」に改め、同条第2号ア中「1,980円」を「2,265円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,775円」に改め、同号ウ中「5,280円」を「6,040円」に改め、同号エ中「6,600円」を「7,550円」に改める。

第24条の5第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第24条の5第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の世田谷区国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第1項の規定は、施行日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。